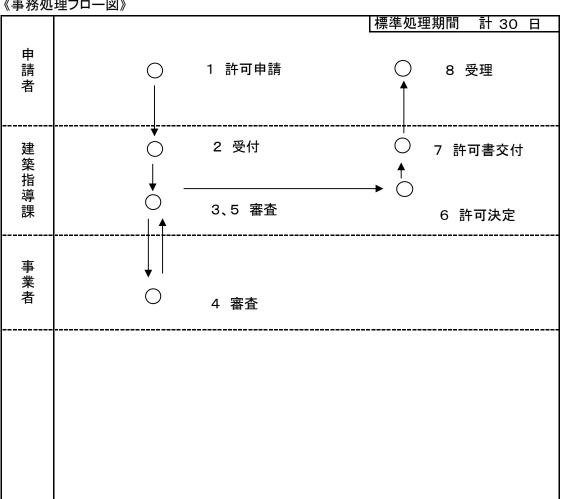
## 事 務 処 理フ 义

## 事務名 土地区画整理法に基づく建築物等の許可

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

## 《事務処理フロー図》



## 《事務処理フロー図の説明》

《事務処理プロー図の説明》		
項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口(建築指導課、島部は各支庁)に申請書を提出します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれ ば受け付けます。
3,5	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行うととも に、施行者に意見照会を行います。
4	審査	土地区画整理事業者が、意見を回答します。(※地域によっては申請者が事前に意見書を取得し、これを添付して許可申請を行うこととしています。)
6	許可決定	意見回答を踏まえ、許可相当と認める場合に許可を決定 します。
7	許可書交 付	許可書を申請人に対し交付します。
8	受理	